

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年1月1日～令和10年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

<対策>

- 令和6年1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年2月～ 制度の導入、社内掲示板による社員への周知

目標2：テレワーク等の場所にとらわれない働き方の利用促進

<対策>

- 令和6年2月～ 社内掲示板による社員への周知